

議案第 11 号

長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 6 年 3 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整理を行うもの。

長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第37条」を削る。

第3条第3項中「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を、「指定介護予防サービス等」の次に「（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「長与町」を「市町村」に、「、老人介護支援センター」を「（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イに規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業

所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第9条中「事業所が」を「指定介護予防支援事業所が」に改める。

第13条の見出し中「利用料」を「利用料等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第16条第1項中「本町」を「市町村」に改め、「事務を国民健康保険団体連合会」の次に「(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「本町」を「市町村」に改める。

第17条中「、利用者から」を「利用者から」に改める。

第18条中「本町」を「市町村」に改め、同条第1号中「介護給付等対象サービス」の次に「(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)」を加え、「又は」を「、又は」に改める。

第21条第1項中「定めなければ」を「定めておかなければ」に改める。

第23条の見出しを「(従業者の健康管理)」に改める。

第23条の2中「次に」を「次の各号に」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第25条の見出しを「(秘密保持)」に改め、同条第2項中「当該指定介護予防支援事業所の」を削り、「必要な」を「、必要な」に改め、同条第3項中「得なければならない」を「得ておかなければならない」に改める。

第27条第3項中「指定介護予防支援事業所の」を「その」に改める。

第28条第3項及び第4項中「本町」を「市町村」に改め、同条第5項中「位置付けた」の次に「法第53条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第54条の2第1項に規定する」を加える。

第29条第1項中「本町」を「市町村」に改める。

第29条の2中「次に」を「次の各号に」に改める。

第31条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「利用者の人格を尊重し、介護予防」を「利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」に改める。

第33条第1号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第2号中「説明しなければならない」を「説明すること」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第33条第3号中「しなければならない」を「すること」に改め、同条第4号中「予防給付」の次に「(法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)」を加え、「努めなければならない」を「努めること」に改め、同条第5号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第6号中「把握しなければならない」を「把握すること」に改め、同条第7号中「行わなければならない」を「行うこと」に、「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第8号中「作成しなければならない」を「作成すること」に改め、同条第9号本文中「求めるものとする」を「求めること」に改め、同号ただし書中「とする」の次に「こと」を加え、同条第10号中「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第11号中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同条第12号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第13号中「聴取しなければならない」を

「聴取すること」に改め、同条第14号及び第14号の2中「ものとする」を「こと」に改め、同条第15号中「評価しなければならない」を「評価すること」に改め、同条第16号中「行わなければならない」を「行うこと」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条第17号本文中「ものとする」を「こと」に改め、同号ただし書中「とする」の次に「こと」を加え、同号ア中「利用者が」の次に「法第33条第2項に規定する」を加え、同号イ中「利用者が」の次に「法第33条の2第1項に規定する」を加え、同条第19号及び第20号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第21号中「求めなければならない」を「求めること」に改め、同条第21号の2中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同条第22号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第23号中「しなければならない」を「すること」に改め、同条第24号及び第25号中「記載しなければならない」を「記載すること」に改め、同条第26号中「作成しなければならない」を「作成すること」に改め、同条第27号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第28号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

第34条第5号中「若しくは」を「又は」に、「又は当該」を「、当該」に改め、同条第6号中「地域支援事業」の次に「（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）」を、「介護給付」の次に「（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）」を加え、同条第8号中「機能改善後」を「機能の改善の後」に改める。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に、「特例介護予防サービス計画費」を「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費」に改める。

第36条第1項中「第33条第25号」を「第33条第26号」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第37条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第24条第3項の規定は、適用しない。